

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(総務部総務課)	17
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(道立病院室)	17
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………	(地域医療課)	18
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(地域医療課)	18
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	19
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(漁業管理課)	19
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	20
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	20
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		21
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(4件)……………		21
道監査委員公表		
○監査公表第4号……………		23
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る入札の公告……………		24

告 示

北海道告示第262号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成28年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - (1) 北海道庁本庁舎清掃業務(8階から12階まで及び塔屋) 一式
 - (2) 北海道庁別館庁舎清掃業務(3階から5階まで) 一式
 - (3) 北海道庁別館庁舎清掃業務(6階から8階まで) 一式

- (4) 北海道庁別館庁舎清掃業務(9階から12階まで) 一式
- 2 落札を決定した日
平成28年3月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)
ア 氏 名 キョウワプロテック株式会社
イ 住 所 福島県福島市五月町3番20号
 - (2) 1の(2)から(4)まで
ア 氏 名 株式会社東洋美装
イ 住 所 札幌市白石区栄通7丁目5番17号
- 4 落札金額
 - (1) 10,627,200円
 - (2) 2,851,200円
 - (3) 3,186,000円
 - (4) 3,672,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
 - (1) 1の(1)
平成28年2月5日付け北海道告示第75号
 - (2) 1の(2)から(4)まで
平成28年2月5日付け北海道告示第76号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道総務部総務課庁舎保全グループ
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第263号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成28年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称(1包装当たりの単価)及び調達予定数量
ア 調達をする物品等の名称 内服薬(エビリファイ錠6MG)ほか81品目

イ 数 量 入札説明書及び仕様書による。 82品目については、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成28年9月30日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入（医薬品）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階 保健福祉部1号会議室 (2) 入 札 日 時 平成28年4月18日午前10時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 各品目毎に落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ最低の価格（単価）であるものを落札者とする。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 そ の 他	平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 (3) 電 話 番 号 011-204-5233 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Internal medicines and so on 82 items B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 18, 2016 C Contact : Office of Prefectural Hospital, Bureau of Community Medical Policy, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5233 北海道告示第264号 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。 なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。 平成28年4月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 医療法人社団光進会札幌月寒病院（札幌市） 北海道告示第265号 昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。 平成28年4月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 札幌市の項K K R札幌医療センター斗南病院の事項、社会医療法人医仁会中村記念病院の事項、医療法人社団中野整形外科医院の事項及び天使病院の事項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改め、同項医療法人社団光進会札幌月寒病院の事項を削り、同項医療法人西さっぽろ病院の事項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改め、同項勇気会医療法人社団北央病院の事項中「勇気会医療法人社団北央病院」を「勇気会医療法人北央病院」に、「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改め、同項社会医療法人蘭友会札幌里塚病院の事項
---	---

中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

函館市の項社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院の事項及び函館中央病院の事項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

小樽市の項社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院の事項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

旭川市の項旭川脳神経外科病院の事項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

帯広市の項公益財団法人北海道医療団帯広第一病院の事項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改め、同項中

「J A北海道厚生連帯広厚生病 帯広市西6条南8丁目1番地 平成29. 1.31 院」を

「J A北海道厚生連帯広厚生病 帯広市西6条南8丁目1番地 平成29. 1.31 院」に改める。

十勝勤医協帯広病院 帯広市西9条南12丁目4 平成31. 3.31」

岩見沢市の項医療法人萌佑会岩見沢脳神経外科の事項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

江別市の項医療法人英生会野幌病院の事項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

紋別市の項広域紋別病院の事項中「紋別市緑町5丁目6番8号」を「紋別市落石町1丁目3番37号」に、「平成29. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

根室市の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

千歳市の項医療法人同仁会千歳第一病院の事項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

石狩市の項石狩病院の事項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

厚沢部町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

今金町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

余市町の項中「余市郡余市町黒川町85番地2」を「余市郡余市町黒川町19丁目1番地1」に、「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

南幌町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

由仁町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

長沼町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

美瑛町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

和寒町の項中「上川郡和寒町西町111番地」を「上川郡和寒町字西町111番地」に、「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

滝上町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

新ひだか町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

大樹町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

士幌町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

池田町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

本別町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

足寄町の項中「平成28. 3.31」を「平成31. 3.31」に改める。

北海道告示第266号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成28年4月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所	
大富第3	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局	
鵡 川	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（区画整理、暗渠排水）	北海道胆振総合振興局	

北海道告示第267号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) A重油	J I S 1種2号	725,000リットル
(2) 軽 油	J I S 2号	1,004,000リットル
(3) 潤滑油		
ア シェルリムラF B30又は同等品		20,000リットル
イ シェルガデニヤ40又は同等品		13,700リットル

2 落札を決定した日

平成28年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名	河辺石油株式会社
(2) 住 所	小樽市稲穂2丁目19番8号

4 落札金額

(1)	60.5円
(2)	72.4円
(3)ア	425.0円

- イ 405.0円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年2月2日付け北海道告示第71号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成28年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 札文郡札文町大字香深村字トナナイ824地先（次の図に示す部分に限る。）、824
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び札文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第269号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
えりも町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第270号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡京極町・虻田郡倶知安町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、磯谷郡蘭越町・虻田郡京極町・勇払郡占冠町・常呂郡佐呂間町・沙流郡日高町（以上4町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 浦河郡浦河町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、蘭越町・京極町・占冠町・佐呂間町・日高町（以上４町１村について次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 磯谷郡蘭越町・浦河郡浦河町・幌泉郡えりも町（国有林。以上３町について次の図に示す部分に限る。）、蘭越町・沙流郡日高町（以上２町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 えりも町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）	3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース函館 (2) 住 所 函館市杉並町５番20号 4 落札金額 30,780円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年２月９日付け北海道渡島総合振興局告示第９号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 函館市美原４丁目６番16号
総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第49号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年４月５日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 落札に係る物品等の名称（１月当たりの単価）及び数量 乗用自動車の賃貸借（地域政策部地域政策課） １台分 一式 2 落札を決定した日 平成28年３月22日	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁後志教育局告示第31号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年４月５日 北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 後志管内道立学校複写機賃貸借契約（Ａ地区） （点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。） ア ５台分に係る１月当たりの基本料金の単価及び１枚当たりの単価 イ ５台分に係る１月当たりの基本料金の単価及び１枚当たりの単価 ウ １台分に係る１月当たりの基本料金の単価及び１枚当たりの単価 エ １台分に係る１月当たりの基本料金の単価及び１枚当たりの単価 (2) 後志管内道立学校複写機賃貸借契約（Ｂ地区） （点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。） ア １台分に係る１月当たりの基本料金の単価及び１枚当たりの単価 イ １台分に係る１月当たりの基本料金の単価及び１枚当たりの単価 (3) (1)の調達台数及び調達予定枚数（Ａ地区） ア (1)の５台及び１月当たり59,890枚 イ (1)の５台及び１月当たり19,990枚 ウ (1)の１台及び１月当たり 7,500枚 エ (1)の１台及び１月当たり 920枚

- (4) (2)の調達台数及び調達予定枚数（B地区）
- ア (2)の1台及び1月当たり 11,140枚
- イ (2)の1台及び1月当たり 6,160枚
- 2 落札を決定した日
- 平成28年3月2日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社川端文化堂
- (2) 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- 4 落札金額
- (1) 1の(1)のア
- | | |
|-------------------|--------|
| ア 1台当たり 1月当たり基本料金 | 4,000円 |
| イ 1枚当たり複写料金 | 2.5円 |
- (2) 1の(1)のイ
- | | |
|-------------------|--------|
| ア 1台当たり 1月当たり基本料金 | 4,000円 |
| イ 1枚当たり複写料金 | 2.5円 |
- (3) 1の(1)のウ
- | | |
|-------------------|--------|
| ア 1台当たり 1月当たり基本料金 | 4,000円 |
| イ 1枚当たり複写料金 | 2.5円 |
- (4) 1の(1)のエ
- | | |
|-------------------|--------|
| ア 1台当たり 1月当たり基本料金 | 4,000円 |
| イ 1枚当たり複写料金 | 2.5円 |
- (5) 1の(2)のア
- | | |
|-------------------|--------|
| ア 1台当たり 1月当たり基本料金 | 4,000円 |
| イ 1枚当たり複写料金 | 2.5円 |
- (6) 1の(2)のイ
- | | |
|-------------------|--------|
| ア 1台当たり 1月当たり基本料金 | 4,000円 |
| イ 1枚当たり複写料金 | 2.5円 |
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成28年1月19日付け北海道教育庁後志教育局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁後志教育局告示第34号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年4月5日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- 後志管内道立学校で使用する電力
- (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）
- 17校 1月当たり 1,401kW
- (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）
- 17校 合計（年間） 3,663,413kWh
- 2 落札を決定した日
- 平成28年2月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社F-Power
- (2) 住 所 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 892.08円
- (2) 電力量料金 18.12円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成28年1月15日付け北海道教育庁後志教育局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁日高教育局告示第20号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年4月5日

北海道教育庁日高教育局長 北 村 善 春

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- (1) A重油（浦河高等学校） 53,400リットル
- (2) A重油（静内高等学校・静内農業高等学校・平取養護学校静内ベテカリの園分校） 95,100リットル
- (3) A重油（富川高等学校） 34,000リットル

(4) A重油（平取高等学校・平取養護学校） 164,100リットル 2 落札を決定した日 平成28年3月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)及び(4) ア 氏 名 株式会社伊藤商会 イ 住 所 新冠郡新冠町字中央町5番地の28 (2) 1の(2) ア 氏 名 しずない農業協同組合 イ 住 所 日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号 (3) 1の(3) ア 氏 名 有限会社小谷商店 イ 住 所 沙流郡日高町富川東2丁目1番1号 4 落札金額 (1) 44.4円 (2) 37.9円 (3) 37.0円 (4) 37.4円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月22日付け北海道教育庁日高教育局告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号	(4) 市内Bバス 月木 1日1便 72日 (5) 外回りCバス 月火木 1日3便 111日 (6) 外回りCバス 水金 1日2便 94日 2 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月18日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道拓殖バス株式会社 (2) 住 所 河東郡音更町字然別北5線西37番地 4 随意契約に係る契約金額 北海道帯広養護学校スクールバス借上運行業務 (1) 市内Aバス 月火木 1日3便 54,530円 (2) 市内Aバス 水金 1日2便 43,940円 (3) 市内Bバス 火水金 1日2便 43,940円 (4) 市内Bバス 月木 1日1便 31,900円 (5) 外回りCバス 月火木 1日3便 58,190円 (6) 外回りCバス 水金 1日2便 46,600円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道帯広養護学校 (2) 所在地 帯広市西25条南2丁目7番地3
北海道教育庁十勝教育局告示第31号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成28年4月5日 北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量 北海道帯広養護学校スクールバス借上運行業務 (1) 市内Aバス 月火木 1日3便 111日 (2) 市内Aバス 水金 1日2便 94日 (3) 市内Bバス 火水金 1日2便 133日	監査公表第4号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成28年3月4日上田恵一包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成28年4月5日 北海道監査委員 内 海 英 徳

北海道監査委員 小 林 郁 子
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第166号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年4月5日

北海道警察本部長 北 村 博 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

警察署統合等に伴う北海道警察情報管理システム改修業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成28年5月24日から平成29年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 国際標準化機構ISO9001を取得していること。

(6) 国際標準化機構ISO27001の認証取得事業者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾業者のいずれかに適合し、若しくはこれらと同等の情報セキュリティ管理システムを確立していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年4月5日（火）から同月28日（木）まで（日曜日及

び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成28年5月16日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月13日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Hokkaido Police Information management system repair with the unification of the police station 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 16, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 13, 2016)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240
-